

2015年9月7日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第1回口頭弁論期日 報告

■概要

2015年9月7日(月)、TPP交渉差止・違憲訴訟の第1回口頭弁論期日が東京地方裁判所101法廷において行われました。雨天にも関わらず、裁判所には250名以上の方が集まり、98名の傍聴席は抽選で満席となりました。

8月22日、事前に裁判官と被告、原告の3者間で行われた進行



協議で、原告側の訴訟代理人(弁護団)は原告の意見陳述を90分設けるよう要望していました。しかし裁判所は訴状の陳述も含めて30分で陳述を終わらせるようにとしたため、弁護団はやむを得ず、意見陳述を代表の原中勝征、副代表の池住義憲、参議院議員の山本太郎氏の3名に絞り、訴状の陳述も最小限に留めることにしました。

原中勝征は、陳述で「医師として50年働いてきた経験に照らし、TPP交渉によってもたらされようとしている日本の医療の変貌は、私にとってどうしても耐えられない」とし、混合診療の導入による健康保険制度の崩壊、薬価の米国並みの高騰、営利病院の解禁、地方における医療アクセスの悪化などの問題を指摘しました。その上で、「54年前に国民皆保険が成立して以降、いつでも、どこでも、誰でも受けられる我が国の医療制度は、『国民に開かれた国民を幸せにする医療制度』として発展してきた。ところが政府はTPP交渉を推進すると言って、単なる『サービス』、『ビジネス』のための市場に置き換えようとしている。この素晴らしい医療制度を次の世代に残すことができないことに、日々忸怩(じくじ)たる思いでいる。多くの心ある医療従事者たちも、私と同様、職業人として的人格権を傷つけられているはずだ」と述べました。

次に陳述した池住義憲は、36年間NGOで国際的活動に携わってきた経験から、「TPPは国内への被害だけでなく、途上国の人々の食料確保、生活環境、生物多様性などに影響を及ぼし、不安や苦痛、不利益、権利侵害を生じさせる」とし、先進国が途上国に与える「加害者性」について述べました。2009年にベトナムで出会ったハーさん(Mr. Ha)が「60

年前、日本軍は軍事力で私たちの米を奪い、200万人が餓死した。今は当時と違うが、これからは、外国の経済力で私たちの食料が奪われないように私たちは注意しなければ」と話したことを紹介し、TPPは自由主義経済の究極点であり、強者、強国が経済力によって弱い国、弱い者を凌駕するものであることを強調しました。また、「私がNGOでやってきたことは国籍、民族を問わず、すべての人たちの命を育み続けることだった。TPPは、そうした私の『すべての人を個人として尊重し、人権を尊重する生き方』や、『すべての人たちの暮らしを脅かす加害者にならない』と誓った生き方、人生を否定する。私は他者の苦しみや不安、恐怖、欠乏、権利侵害に無関心でいられる人間ではない。他者の苦痛を自分の苦痛と感ずるもの。これは私の人格であり、権利だ」と述べました。さらに、「司法府は行政府の不法行為によって生じた私たちの権利侵害、不利益、及び精神的苦痛を救済する最後の砦。拘束されるのは唯一、日本国憲法だ。『法』と『良心』に基づいた公正な判決を下し、原告一人一人の権利侵害、精神的苦痛を救済してほしい」と求めました。

最後に陳述した山本太郎氏は、「TPPは国民の生活よりも大資本による自由な貿易を優先する。民主主義国家では許されない、国家権力と大資本による国際的な談合、カルテルだ」とした上で、TPP交渉の秘密保持契約について触れ、「重要な情報を秘密にしたまま国会に承認を求め、関連する国内法の改定を審議することは、国会の立法行為に関する白紙委任を求めることに等しい。



国会を唯一の立法機関と定めている憲法41条に違反する」と指摘。「情報が国民に十分に提供されることが民主政治の大前提。国会議員に対してすら秘密とするのは、議会制民主主義の自殺行為だ」と述べました。またISDS条項についても触れ、「エクアドルで環境汚染を起こした米国企業に対して最高裁判所が損害賠償命令を下したのに対し、ISDSによってエクアドル政府には判決の執行を停止する義務があるとの仲裁判断が下りた。これが国家主権の侵害でなくして何なのか。我が国の司法権の将来のために、慎重かつ充実した審議をお願いしたい」と求めました。

続いて訴状を陳述した岩月浩二弁護士共同代表は、「憲法の大原則は基本的人権の尊重。ところがTPPは、国民の生命、健康より、国際的な経済主体の利益を尊重する。その交渉を目の前にして、私たちが生命を脅かされるのを予め防ぐ手立てがないのか、あるいはその違憲性をはっきりさせる、それがこの裁判の本質」と述べ、「最高裁は、『内心の平穏』

も国家賠償法上の非侵害的利益となることを認めている。今日陳述した 3 人の内心の平穏が侵される、それが苦痛であるということが救済するに値しないのか、裁判所は違憲立法審査権に基づいて真摯に向き合っていたいただきたい」と求めました。

陳述後、裁判官から今後の裁判の進行について意見を求められ、訴訟代理人の辻恵弁護士は、実質の審理を充実させるためにも少なくとも 30 分の意見陳述を保障するよう求めましたが、被告側は「意見陳述は訴訟法上の位置づけがはっきりしないもの」として反対。これに対し辻恵弁護士は、「憲法 82 条で裁判の公開がうたわれている。それに基づいて、民事訴訟も直接主義、口頭主義を原則とすべき。また憲法 32 条で裁判を受ける権利が認められている。原告が何を求めているのか、具体的な被害の実態についてどう考えているのかということ明らかにするということは憲法上の権利だ。さらに言えば、ISDS 条項について裁判所はどれだけご存知なのか。法令に基づく裁判所に司法権は帰属するという憲法 76 条の主旨が破壊される。裁判所自身が当事者であり、自分たちの権限の行使が制限を受ける問題。実質的な審理をしっかりと行っていただくために、具体的に被害を被ってきた方々の声を直接聞いていただきたい」と強く求めました。

裁判長は左右陪席の裁判官と相談したうえで、意見陳述については「裁判所で検討する」として回答を避けましたが、「期日を 2 回とりたい」と切り出し、その場で被告、原告と協議。第 2 回期日を 11 月 16 日（月）14 時半～（103 法廷）、第 3 回期日を 2 月 22 日（月）14 時半～（103 法廷）に行うことを決定しました。当初、事前の進行協議では裁判長が「（訴訟が）年内続いていますかね」と述べるなど、裁判を早期に打ち切るような雰囲気を出していたことを踏まえれば、3 人の口頭弁論と辻弁護士の熱弁に加え、傍聴席数を遥かに超える人々が集まったことが大きな力となったと言えます。



なお、第 1 回口頭弁論期日では、被告（日本国政府）側から訴状に対する答弁書も提出されており、請求の第 1 項（TPP 交渉の差止）、第 2 項（TPP 交渉違憲確認）はともに請求の特定や確認の利益を欠き、法律上の争訟に該当しないなどの理由で不適法であるとして却下を求めています。第 3 項（国家賠償）についても棄却を求めています。この答弁書に対し、原告側は第 2 回期日で反論する予定です。

閉廷後、弁護士会館で行われた報告集会には、傍聴できなかった方を含めて 200 名以上が集まりました。挨拶で幹事長の山田正彦は「座る席がないほど集まってくれるとは思わなかった。国民のみなさんの『TPP に対する不安』『何とかしなければ』という気持ちの表れだ。TPP が締結されれば、国内法をすべて変えなければならず、他の 11 カ国の同意がないと元に戻すこともできない。国の形が変わってしまう。安保も原発も大事だが、もっと根本的な問題だ」と訴えました。

代表の原中勝征は「今日私は、医療問題のことだけを陳述したが、TPP は国の主権から我々の生活まで、すべて日本らしくない国に変えられる危険性をはらんでいる。みなさんとともに、今生きている私たちが子どもや孫、子孫に、今のいい日本を残すために TPP を阻止していこう」と呼びかけました。



副代表の池住義憲は、「被告側は 1、2 回の期日で終わらせるような姿勢で臨んだと思うが、辻弁護士の演説が功を奏して、2 期日とることになった。まずまずのスタートを切れた。問題は 2 期日で終わらせないこと」と説明。意見陳述の重要性について、「法廷で直接、口頭で話をするというのが裁判の最も原点であり、権利だ。私たちは人格権の侵害で必死になって訴え始めた。内容も聞かずに一方的に制限するなんてとんでもない」と断じました。

原告で呼びかけ人の評論家・植草一秀氏は「米国の戦略は、日本市場を大きなターゲットとしている。TPP は日本から限りなく収奪する、米国の米国による米国のための制度だ。国民の利益ではなく、グローバルな強欲資本の利益を追求するものだという事は明らか。私たち主権者が動いていかなければ、『誰かが変えてくれる』から『自分たちで変える』に変えなければいけない」と呼びかけました。

辻恵弁護士は、陳述の時間を 30 分以内に制限されたことについて、『時間が過ぎていきます』と言いながらも、結果的には 40 分間陳述を通し、形式的な打ち切りを阻止できた。これは、門前集会でたくさんの方が集まり、250 人もの方々がこの裁判に注目していただいたということが大きい。ここに集まったみなさんの力が実現させた」と話しました。

原告で呼びかけ人のアジア太平洋資料センター (PARC) 事務局長・内田聖子氏は、「各国の市民社会では、TPP は利潤追求と人権の問題が真っ向から対立する課題として、運動が広がっている。まさにこの訴訟が訴えている主権の問題だ。一人一人が生きる闘いをするんだ、という問題として捉えたい。原告を最大限に広げるといのが、ここに集った私たちの仕事。原告を 10 倍の 1 万 5 千人に原告を増やそう」と締めくくりました。

目次

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第1回口頭弁論期日 報告 概要	1
目次	5
TPP 交渉差止・違憲訴訟 第1回口頭弁論期日 記録	
1.開廷	6
2.意見陳述	7
<意見陳述 1> 原中勝征	
<意見陳述 2> 池住義憲	10
<意見陳述 3> 山本太郎	13
3.訴状要旨陳述	16
4.今後の進行	17
TPP 交渉差止・違憲訴訟 第1回口頭弁論期日 報告集会	
山田正彦 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長／訴訟代理人)	22
原中勝征 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 代表／原告)	23
池住義憲 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 副代表／原告)	25
植草一秀 (呼びかけ人／原告 評論家)	26
辻恵 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人／弁護士)	28
山田正彦 (TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長／訴訟代理人)	31
内田聖子 (呼びかけ人／原告 アジア太平洋資料センター (PARC) 事務局長)	32

2015年9月7日

東京地方裁判所 101 法廷

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 1 回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記のため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

1. 開廷

松本利幸裁判長（以下、裁判長） それでは開廷します。原告は訴状と訴状訂正申立書を陳述、被告は答弁書の通りですね。

山田正彦弁護士（以下、山田） 訴状の要旨は追って説明しますので、時間のある限り、原告の 3 人の方から意見陳述をさせていただきたい。



裁判長 意見陳述の予定について伺ってよろしいですか。

山田 原中、池住、山本の順番で行いたい。その後、岩月弁護士から訴状の主旨を陳述するという形でお願いしたい。

裁判長 それについて、被告は何かありますか。

被告代理人（以下、被告） 第 1 回ですので強く反対はしませんが、時間の範囲内で行っていただきたい。

裁判長 事前に FAX いただいている意見陳述書の扱いはどう希望されますか。

辻恵弁護士（以下、辻） 証拠とは別に、陳述書として帳合して下さい。

裁判長 意見陳述書ということで、主張でもなく、証拠でもなく、まさに意見だということですね。それについて被告は何かありますか。

被告 結構です。

裁判長 それでは、意見陳述から始めてください。

2. 意見陳述

<意見陳述 1>

TPP 交渉差止・訴訟の会 代表／原告

前日本医師会会長 原中勝征

本日提出した陳述書に基づいて、これから、私が本件訴訟の提起に至った理由と、TPP 締結が我が国の医療に及ぼす影響、裁判所をお願いしたいことを話したいと思います。

まず私の経歴についてですが、約 50 年、私は医師として働いてきました。その間、東京大学の助教授と



して、また病院長として、さらに地域の医師会や日本医師会の会長として、「国民に開かれた国民を幸せにする医療制度」の実現のために日本の医療に仕えてきたつもりです。その医師としての経験に照らして、現在 TPP 交渉によってもたらされようとしている日本の医療の変貌は、私にとってどうしても耐えられないものであります。その詳細は陳述書の第 2 に書きましたが、混合診療の導入による健康保険制度の崩壊、薬価の米国並みの高騰、営利病院の解禁、地方における医療アクセスの悪化などの問題です。

まず、TPP が締結されて混合診療が導入されると、自由診療が拡大される一方で保険の適用範囲が相対的に縮小します。十分な医療を受けるためには民間の医療保険が必要になります。そして一定の診療範囲について民間の医療保険が参入した場合、その範囲の診療を後から（公的健康）保険診療の給付対象に含めることは事実上不可能であります。従って、現在ガン治療の分野では、次々と先進的な医療が生まれつつありますが、混合診療の

元では、これらがいつまでも自由診療として固定化され、高額なガン保険を契約した人や、富裕層だけのものになってしまいます。実際に私の知人に毎月 100 万円以上支払って、日本では承認されていない抗ガン剤による治療を受けている人がいます。TPP の下では、そのような高額医療の支払いを強いられながら治療する人がいる一方で、経済的理由によって適切な医療を受けられない人が溢れてくるようになります。TPP によって我が国の国民皆保険は骨抜きにされ、崩壊してしまいます。半世紀近くにわたり、医療現場に携わり、日本医師会の会長として日本の医療に責任を持っていた私の目から見て、これは自明の帰結だと思います。

次に薬価について述べます。薬価についても、我が国の薬価を適正な水準に設定するための制度に変更が加えられます。具体的には、公的薬価制度の運用の透明制度、手続きの公平さという名の下に、米国の製薬会社や医療機器メーカーが薬価決定プロセスに参入する制度への変更が起こります。製薬会社、医療機器メーカー中心の新たな価格決定機関の下で、製薬会社が自由に薬価を決定することができるようになれば、現在でもヨーロッパ諸国に比べ同一の薬品が高価であるにも関わらずさらに薬価が高騰し、米国のような製薬会社に一方的に有利な価格となることは間違いありません。とくにジェネリック薬品がなくなってしまう可能性が出てきますし、まだアメリカでジェネリックが存在しない薬品の場合、その薬価に比較されると日本の薬価はものすごく高くなり、保険制度が恐らく崩壊してしまいます。今でもアメリカではガン治療薬は日本の約 2 倍していますから、TPP 締結により米国の製薬会社が関与する手続きを経て薬価が米国並みになってしまうことは自明のことです。

次に営利病院について述べます。TPP によるサービス、貿易自由化の波は医療にも及びます。医療がサービスとして自由化されれば、米国と同様に営利企業による医療機関の経営も許されることとなります。米国では医療分野において営利目的法人の参加が認められており、営利病院による医療制度の崩壊ともいえるような様々な弊害が生じています。例えば、営利病院は利益を上げやすいような診療に集中し、不採算部門である救急や小児科などから撤退し、公的医療機関にはこれらの負担を押しつけてしまいます。これによって、公的医療機関における勤務医の疲労と赤字の累積が進むこととなります。また独占的な医療法人が、人口が少なかったり、富裕層の少ない地域で経営が成り立たないことがわかると撤退します。この場合には、その地域に住む人の医療のアクセスが閉ざされてしまいます。

TPP が医療を始め、私たちの生活のあらゆる分野に変化をもたらすことは疑う余地がありません。我が国の国民皆保険が成立したのは今から 54 年前、昭和 36 年のことでした。

以後、いつでも、どこでも、誰でも受けられる我が国の医療制度は、「国民に開かれた国民を幸せにする医療制度」として発展してきたと思います。私は国民皆保険制度成立から 6 年後の昭和 42 年に医局に入り、それ以降、この制度とともに医師としての信念を持って務めてきました。ところが政府は TPP 交渉を推進するぞと言って、この素晴らしい医療制度を単なる「サービス」、「ビジネス」のための市場に置き換えようとしています。TPP が結ばれればさらに述べたように、国民皆保険制度が容易に骨抜きにされ、崩壊してしまいます。命は平等であるという日本社会の共通認識を破壊しようとするのが TPP 交渉であると言って間違いありません。

私はこの素晴らしい医療制度を次の世代に残すことができないことに、日々忸怩（じくじ）たる思いを抱いています。恐らく、多くの心ある医療従事者たちも TPP 交渉を通じて、日本の医療制度が崩壊しつつあるのを目の前にして、私と同様、職業人としての人格権を傷つけられていると思います。政府は TPP によって私が述べたことが起こらないと表現することがあるかもしれませんが、しかし、もしそうであれば、交渉によってどこまで決まっているのか、今後何を交渉して決定していく予定があるのか、明確に説明すべきです。

私は本件訴訟を提起する前に、弁護団にお願いして、TPP 交渉の状況について情報公開請求をして欲しいとお願いをしました。しかし、政府は一切の情報について開示を拒みました。国民に交渉の内容を秘密にしたまま、国民の生命を支える医療制度を崩壊しようとする政府の態度は、憲法で保障された私たち一人ひとりの知る権利をないがしろにしているものだと思います。裁判所におかれましては、政府による秘密裏の交渉の推進が私たちの平等な医療を受けられる権利を奪い、医療制度を支える医療従事者の人格を傷つけ、また不安を覚えた国民が、自分たちの身に何が起こりつつあるのかを知る当然の権利すら否定する、及び行政権の行使として許されるものではないということを理解していただきたいと思います。そして国民の権利の最後の擁護者として原告一人一人の生の声を丁寧にお聞きになり、しかるべき判断を下していただくように強くお願いします。

本日私は、自ら職業人生からよく知っており、それゆえに TPP が締結された場合の帰結について容易に理解できる医療制度について述べてきました。しかし TPP は医療以外の分野においても、我が国の国家主権、文化、社会機能、食の供給と安全、国民性までも破壊してしまうような内容であることは明らかです。この訴訟では、それぞれの分野で被害を被っている原告やその分野における専門家の方々が、TPP が締結されることによる自らの状況や国民に降りかかる不利益について訴え、または意見を述べるのが予定されています。ぜひとも、これらの声を丁重にお聞きいただけるように重ねてお願い申し上げます。

<意見陳述 2>

TPP 交渉差止・訴訟の会副代表／原告
池住義憲



をぜひ受け止めていただきたいと思います。

私は過去 36 年間に渡って、東京、愛知、ニカラグアに拠点もしくは本部を置く NGO で働いてきました。アジアやラテンアメリカの人たちの正義、公正、平和、健康のために私の人生の大半を割いてきました。今日は、なぜ TPP 交渉の差止めを求めようと思いついたか、私の気持ちを

TPP は 2 つの側面があると思います。1 つは私たち国内にいる人たちの被害です。これを私たちの「被害者性」と陳述書には書きました。例えば日本の農業、農村、食の安全、保健、医療、雇用、労働環境、地域経済、地場産業、金融、投資、保険、島嶼群の生業、産業など、日本で生活する私たちすべての暮らしに関して深刻な影響を与えます。TPP 交渉が進行すれば、私たちの人生、暮らしに対する不安、苦痛、不利益、権利侵害が生じます。その細かいことは、第 2 回の口頭弁論以降に、1,050 名を超える原告の一人一人の声をぜひ 3 人の裁判官に聞いていただきたいと思います。

2 つ目の側面は、国内にいらなくても途上国にいる人たちへの不安、私たち先進国にいる人たちの途上国の人たちへの「加害者性」のことであります。例えば、今回 TPP の場合ベトナムとブルネイが入っています。チリもそうですが、途上国にいる人たちの食料確保、生命の維持は生存に関わります。それから生活環境、生物多様性など、それぞれの側面に深刻な、いや悲劇的な影響を及ぼします。TPP 交渉が進行することによって、そうした人たちの間に生じる、いやすでに生じている不安、苦痛、不利益、被害、権利侵害が生じます。その背後には、私たち先進国の存在に関わりがあります。私は、いわば TPP 交渉は、否が応でも私たちの途上国の人たちに対する加害者の立場を強要します。今日は時間が限られていますので、2 つの側面のうちの後者、TPP 交渉が進むことによって生じる私たちの加害者性についての私の苦しい声をぜひ受け止めてください。

ベトナムのハーさん (Mr. Ha) との出会いのことを陳述書に書きましたのでご覧ください。2009 年 8 月に国際開発高等教育機構 (FASID) の要請で、ASEAN プロジェクトの指導者研修にいました。特に障害と地域開発がテーマでした。ハノイに 4 日間滞在しました。

研修の最後の日にハーさんと話をする機会がありました。ハーさんは1940年から5年以上にわたって日本が占領していた北ベトナムの状況について話をしていました。ハーさんは大変ゆっくりとした穏和な口調であったのですが、「60年前のベトナムは日本の占領下。日本軍は軍事力で私たちの米を奪い、200万人が餓死した。今は当時と違うから、もうそのようなことは起こらない。だけどこれからは、外国の経済力で私たちの食料が奪われないように私たちは注意しなければ…」と遠慮がちにつぶやきました。

日本占領下の1944年10月から1945年5月まで、ベトナム中部のクアンチ省から北部にかけて多くの人々が食料不足により餓死しました。天候不順を理由とする向きもありましたが、日本軍による収穫米の過剰な強制調達、人々の食べ物である穀物畑を日本軍の軍需作物栽培に転換したことによって、40万人とも200万人ともいわれる人々の命を奪われました。ハーサンが言う「これからは、外国の経済力で」が意味するところは、今日、日本が参加して交渉を行っているTPP交渉です。

TPPというのは、関税、非関税障壁を例外なく取り除き、モノ、カネ、ヒト、サービスが国境を越えて自由に行き来するようにする、自由主義経済の究極点です。そこでは、強者、強国が経済力によって弱い国、弱い者を凌駕します。TPPが締結されると、日本の食料輸入は拡大します。国際需要が逼迫して国際価格が高騰します。ベトナムを含むアジア全体で新たに2億7千万人の人々が飢餓に陥る危険性が指摘されています。これは国連機関FAOの資料や、財団法人アジア人口・開発協会の資料にも出ています。途上国は日本を始めとする先進国にさらに食料を輸出するために、外貨を稼ぐために新たな耕地開発を行うこととなります。それによって生じる環境への影響、生物多様性への著しい影響を及ぼします。

私は加害者になりたくはありません。加害者にさせられたくありません。自衛隊イラク派兵差止訴訟でも同じことで私は被告国に訴えを出しました。私が過去36年間、NGOでやってきたことは国籍、民族を問いません。すべての人たちの命を育み続けることでした。その側面からの仕事が私の半生、36年間の取り組みでありました。TPP交渉を続けることは、そうした私の「国境、国籍、民族を問わず、すべての人を個人として尊重し、人権を尊重する生き方を」否定します。「すべての人がそれぞれに平穏で平和のうちに生きることが求めているその生き方」を途絶させてしまいます。また、直接、間接を問わず、すべての人たちの暮らしを脅かす加害者にならないと誓った私の生き方、私の人格、私の人生が否定されます。

私は他者の苦しみ、痛み、不安、恐怖、欠乏、権利侵害、そうしたものに無関心や無感動でいられる人間ではありません。他者の苦痛を自分の苦痛と感ずるものです。これは私

の人格です。そしてこれは私の権利だと思っています。被告に対して TPP 交渉の差止めを求める大きな理由の 1 つです。

次にあります「ジャストピース」(Just Peace : 公正に基づいた平和)は、時間の関係で省略しますが、これは私が持っている重要な価値観です。他者を痛めつけて自分たちは経済的な繁栄、豊かさを得るというのは、豊かさとは言わないということを体験的に書きましたが、時間の関係で割愛します。

もう 1 つ、最後に私が受けている多くの苦痛、怒りを陳述いたします。今述べたように、TPP は、私たち日本に居住する人々に関わらず、多くの人たちの暮らしと命、あらゆる分野に直結するものです。しかし、その内容が不当であるにも関わらず、交渉の内容は秘密です。ごく一部しか知らされません。主権者である私たちには知らされていません。

私が主権者として TPP 問題について研究し、主権者として国政で賢明な判断を下すためには、TPP を始め、国政のあらゆることについて行政府からの公正な情報開示が欠かせません。つまり行政府からの知らせる義務がきちりと果たされ、私たち市民の主権者の知る権利が保障されること、これなしには民主主義は起こりえません。民主主義を民主主義足らしめるためには、知らせる義務を果たすこと、知る権利が保障されることであります。そうでない TPP 交渉は、主権者である私を無視している。私の知る権利を侵害している。TPP 交渉という大変なことが起こっているにも関わらず、そうしたことが無視されています。これは主権者にとっての侮辱です。私にとって耐え難い苦痛です。私はアジアで出会った多くの友人の顔を思い浮かべると、とても辛いです。悲しいです。即時、交渉差止めを重ねて求めます。

終わりに、司法府は行政府の不法行為によって生じた私たちの権利侵害、不利益、及び精神的苦痛を救済する最後の砦です。どのような権力や圧力からも影響されることはありません。保障されています。そして独立した公正な判断を下し、権利侵害、苦痛に苛まれている私たち市民を救う最後の砦です。拘束されるのは唯一、日本国憲法です。TPP 交渉を進めることは、私の生き方、価値観、人格を否定します。ジャストピース(公正に基づいた平和)という生き方が否定されます。しかもその内容が知らされないまま、どんどん進行してしまいます。

松本裁判長、右陪席裁判官、左陪席裁判官、私たち原告の切実な被害事実に、真摯に耳を傾けていただきたい。そして十分な実質審議を重ねて違憲立法審査権を行使して、「法」と「良心」に基づいた公正な判決を下し、私を含めた 1,050 名を超える一人一人の権利侵害、精神的苦痛を救済してください。私は司法府の良心、裁判官の良心を信じています。そして裏切らないでください。陳述を終わります。

<意見陳述 3>

原告

参議院議員 山本太郎

私は、私が本件訴訟を提起し、環太平洋戦略的経済連携協定（以下 TPP と言います）に関して、日本国政府が行っている交渉の差止め、及びその違憲確認を求める理由について次の通り陳述します。

第1 TPP が日本国国民に及ぼす損害

TPP が日本国民の生活に及ぼす深刻な影響と、それにより私たち国民がどのような損害を受けるのかについては、すでに訴状において述べられています。またそれぞれの分野の具体的、詳細な損害状況については、原中勝征・前日本医師会会長や池住義憲・訴訟の会副代表がお話しされ、今後も本件訴訟の原告や専門家がこの法廷においてお話される予定と聞いております。

私も参議院議員としまして、TPP 問題に関心を持ち、情報収集を行ってまいりました。要約すれば、TPP というのは国民の生活よりも大資本による自由な貿易を優先する。およそ民主主義国家では許されない、国家権力と大資本による国際的な談合、カルテルだと言わざるを得ないものです。

例えば農産品の関税率を大幅に引き下げ、我が国の安定的な食料供給を困難にしてしまう。国民に安全な食品や製品を提供し、またそれぞれに関する適切な情報提供を行うためのさまざまなルールを非関税障壁として破壊してしまう。50 年以上にわたって国民会保険制度の下で発展してきた、平等で安全な医療を金儲けのためのビジネスに置き換えてしまう。TPP にこういった問題があることは多くの人たちが指摘してきました。

これらはいずれも、日本国憲法で保障された、犯すことのできない国民一人一人の永久的な基本的人権に関わるものであり、最大の尊重を必要とする、生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利や、健康で文化的な生活を営む権利に関わるものです。本件訴訟の原告は、私も含め本来、憲法より下位にある条約に関する TPP 交渉によって、私たちの人権が侵されていることを知り、私たち自身の権利を守るために本件訴訟を提起しています。

第2 TPP 交渉の異常な秘密性と国会の立法権侵害

被告日本国政府が TPP 交渉を妥結させ、署名した場合、国会で承認を受ける必要があります。当然そこでは、何が合意されたのか、それにより我が国にどのような影響があり、

国会がどのような国内法の改正を行わなければならないのか、そういったことも検討したうえで承認の是非について議論することが必要です。

裁判官は十分ご存知のことだと思いますけれども、TPP は条約であり、条約は法律よりも上位にあります。国民を守るためのルールを定めた国内の法律が、TPP に違反すると指摘されたときには、法律を変更し、国民を守ることを放棄しなければなりません。そういう意味で TPP の承認は、国会にとっては、今後私たちが幅広い分野にわたって、どのような立法行為を行わなければならないのか決定する行為でもあります。

しかし TPP は非常に長く、抽象的な文章で構成された条約といわれています。一つ一つの条文について、その意味についての解釈の手がかりがなければ、自分たちに課せられている立法義務について明確に理解したうえで承認するかどうか決定することは、国会にとって非常に困難であると言わざるを得ません。

ところが TPP 交渉では、交渉中に交渉内容が秘密にされているだけでなく、交渉が妥結した後も 4 年間は交渉過程で取り交わした文書などを秘密にする義務があるとされています。交渉過程文書は、条約の条文を解釈する際には非常に重要なものであり、とくに条約の本文が抽象的な書き方になっているときには、それがなければ意味がわからないことすらあり得るものです。

こうした重要な情報を秘密にしたままで、内閣が国会に対して承認を求め、関連する国内法の改定の審議をすることは、国会の立法行為に関する白紙委任を求めることに等しいものです。これは国会を唯一の立法機関と定めている憲法 41 条に違反し、我が国の三権分立をないがしろにするものと言わざるを得ません。

第 3 TPP 交渉過程がすでに日本の民主政治の基礎を傷つけていること

現在の被告日本国政府は「ウソつかない。TPP 断固反対。ブレない。」「TPP への交渉参加に反対！」と大々的に宣伝して回り、選挙に勝った自民党が政権を運営しています。このときには 200 人を超える衆議院議員が当選しています。TPP 交渉に反対するという公約を掲げながら、最も積極的に交渉を推進している現在の被告日本国政府は、もし TPP が日本国民に利益をもたらすものならば、交渉でどのようなことが話し合われているのか、何が決まっているのか、国民に情報を提供し、理解を得ることができるはずですが、

それができずに交渉内容を秘密にし続けるのは、本件訴訟で指摘され、また多くの原告や専門家がこれから裁判官の前でお話しする TPP のもたらす損害が現実に存在しているからにはほかなりません。そればかりでなく、先ほどお話ししたように、被告日本国政府は交渉が妥結した後の承認を求める国会に対してすら交渉内容を秘密にしようというのですか

ら、国民やその代表をだましてでも、米国を中心とする国際資本、大資本との談合を優先させようとしていると断じざるを得ないと思っています。

民主政治の大前提にあるのは、政府が行っていることや政治課題に関する情報は国民に十分に提供され、その判断が可能な状態にあることです。仮にすべての情報を国民に広く知らせることが難しい場合でも、国民の代表である国会議員に情報が行きわたり、国会で議論できることが議会制民主主義の基本条件です。

ところが現在の TPP 交渉に関する限り、この基本条件は守られていません。交渉に関する情報は国民に知らされていないばかりでなく、国会議員に対してすら秘密にされています。先ほど述べた秘密保持義務についても、根拠となる秘密保持契約の開示請求を拒絶しながら、秘密保持義務があるので国会議員に対しても十分な説明を行うことができないと繰り返すばかりです。米国では連邦議員に対し、TPP の条文案が開示されていることと比較すると、日本の国会議員は目隠しをされているようなものです。

このような状況で国会が TPP を承認したとしても、それは民主的な決定とは言えず、むしろかつてのドイツで可決された全権委任法と同様、議会制民主主義の自殺行為としか言えないと思います。

第 4 裁判所に求めること

私は参議院議員として国民の権利を守るべき立場にあります。TPP についても、その交渉内容を把握し、国民の権利が守られるように国会の中で議論する義務があります。しかし、現在の被告日本国政府は、これまで述べてきたように、極端な秘密主義の下、国会を蚊帳の外に置き、国民の人権侵害を着々と進行させています。私はこの TPP の異常な秘密性を前にして、国会が国民の権利を擁護することができないことに忸怩（じくじ）たる思いを抱きながら、裁判所に対し、私たち国民の人権を保障していただくために、本件訴訟を提起しました。

裁判所におかれましては、TPP 交渉の異常性をご理解いただき、原告一人一人の声に耳を傾けて、人権の最後の砦に相応しい判決を下していただきたいと思います。

最後に、私がこれまで述べてきた TPP の異常性は、我が国の統治機構のうち、国会だけに影響を及ぼすものではないということを指摘させていただきます。TPP には、海外投資家の投資による利益を保障するために、ISDS 条項が設けられています。もし TPP 締約国から来た投資家が日本の国内ルールによって利益を上げられないと考えた場合には、ISDS 条項に従って、TPP 違反によって損害を被ったと主張し、仲裁という形で訴えることができます。

ISDS 条項による仲裁の訴えは、法律やそれに基づく行政の行為だけがターゲットになるわけではありません。例えばエクアドルでは、大規模な環境汚染を起こした米国企業に対して最高裁判所が損害賠償命令を下したところ、その米国企業は ISDS 条項に基づき、エクアドル政府を相手方として、最高裁判決の執行停止を求めて仲裁の訴えを起こしました。政府が裁判所の判決の執行を停止できないことは、三権分立原則を定めた近代国家では当然の常識です。それにも関わらず、仲裁判断は、エクアドル政府には判決の執行を停止する義務があるというものでした。これが国家主権の侵害でなくして何なののでしょうか。

この一例でも、TPP が裁判所との関係でも危険な条約であることがおわかりになります。我が国の司法権の将来のために、慎重かつ充実した審議をお願いいたします。

3. 訴状要旨陳述

裁判長 それでは訴状要旨の陳述ですが、伺っている時間を大分過ぎていきますので簡潔にお願いします。

岩月浩二弁護士共同代表（以下、岩月） できるだけ簡潔に申し上げます。

この訴状を提出するまでは、恐らく裁判官の方々も、非関税障壁という言葉についての正確な理解はなかったのではないかと思います。政府が分類する TPP21 分野の中で、関税に関わる部分は 2 分野だけで、そのほかの 19 分野というのはいわゆる非関税障壁です。国内の法的なルール、あるいは行政各省に関わる定めが、TPP の膨大な条文によって、今後の我が国の国家の行為を立法、司法、行政にわたって変えさせられるということで、その価値観が何かということが最も大きな問題です。



それは極端でも何でも無い。国民の生命、健康より、国際的な経済主体の利益を尊重しなさいという大きな法体系が TPP です。言うまでもなく、基本的人権尊重を大原則とする日本国憲法、最大の公益は生命であります。その生命を犠牲にしかねない膨大な TPP というものがある。

その交渉を目の前にして、私たちが生命を脅かされるのを予め防ぐ手立てがないのかというのがこの裁判です。あるいはこの生命を脅かす基本となっているものの違憲性をはっきりさせたい、それがこの裁判の本質であります。

行政法規が公益を守るだけでなく、その背景に想定する個別の国民の権利を具体的に裁判上提訴可能なものとして保障するということがある、それをかなり広範に、いまや最高裁が認めているのは言うまでもありません。1,055人に及ぶ原告それぞれ性別、年齢、職業、あるいは社会的地位の中で、どのようにその基本的人権に関わる問題、被害が起きているのか、侵害されかねないのか、一人一人色々述べたいという思いがあります。裁判所にはその被害事実、それぞれの被害について本当に法的に保護するに値するものがないのか、ということについて真剣に向き合っていたいただきたいと思います。

内心の平穏というものも国家賠償法上の非侵害的利益となること、これも最高裁が認めていることであります。今日、主として意見陳述をした3人は、生命を守る、あるいは権利を守るということについてアイデンティティを持った人たちです。その人たちの内心の平穏が侵される、それが苦痛であるということが、本当に救済に値しないのかということについて裁判所においては違憲立法審査権に基づいて、真摯にこの裁判に向き合っていたいただきたい。そのことを申し上げて、訴状の要旨の陳述に代えさせていただきたい。

4. 今後の進行

裁判長 被告にお尋ねします。答弁書を出されていますが、その後の交渉の予定についてお伺いできますか。

被告 次回、第一準備書面にて主張したいと思っておりますが、準備期間として2ヶ月程度いただきたい。

裁判長 本案前の答弁ということで被告の答弁書が出されていますが、それに対しては原告の方で次回反論をご用意いただけますか。

辻 はい。答弁書に対する反論を次回出したい。

裁判長 今回は、現時点で出ている答弁書に対して反論を出していただく。2ヶ月程度でご利用いただけますか。原告の方で次回の進行の予定について何かご意見ありますか。

辻 第1回の裁判の事前協議ということで被告側も含めて裁判所で協議しました。その時に申し上げたように、原告は21分野にわたって国民の生命、身体、具体的権利が侵害され

るということについて、1,055名の原告の中で21分野について、要約的にはありませんけれども、具体的侵害事実がどういうものなのかということ、ぜひ裁判所に聞いていただきたいということで、意見陳述の時間を確保していただきたい。

私たちとしては90分お願いしたわけですが、30分以内でということ、今日はちょっと時間オーバーしてその点は申し訳なかったというふうに思いますが、少なくとも30分、原告の意見陳述を保障していただきたい。

食の安全の問題や、ISDS条項の問題や、農業の問題、知的財産権の問題も含めて、さまざまな問題について、やはり口頭で本当に被害を受けるという立場からの必死の思いの声を、裁判所に聞いていただくことが実質の審理を充実させるために必要だと代理人は思っていますので、ぜひとも次回、30分の意見陳述を確保していただきたい、保障していただきたいということを申し述べたい。

裁判長 今の点について被告の意見はありますか。

被告 冒頭でも申し上げましたが、今回は第1回ということもありますので意見陳述について強く反対しませんでした。意見陳述については訴訟法上の位置づけがはっきりしないものですので、2回目以降の意見陳述には反対の意見を述べさせていただきたい。

辻 裁判長、よろしいですか。訴訟法上の位置づけがはっきりしないと仰っていますけれど、3点にわたってこれは重要な問題であると思っています。

1つは98名の傍聴席は全部埋まっています。憲法82条で裁判の公開というのがうたわれています。何のために裁判が公開されるのか。つまり裁判が具体的に何をめぐってどういう審理を進めようとしているのかということが傍聴人に分からなければいけないわけです。だから書面を陳述しますということだけで済ませてはいけないということが憲法82条の主旨なんです。訴訟法上の位置づけがはっきりしないなんていうことは全然ないんですよ。憲法82条にはっきり規定している。それに基づいて、民事訴訟も直接主義、口頭主義を原則とすべきだということになっています。

もう1つは、憲法32条で裁判を受ける権利が認められています。これは原告が裁判を受ける、3人そろった合議体で裁判官という資格のある人に裁かれればよいという問題ではない。納得のいく形で原告の思いが裁判に反映され、それが審理に供されるということが重要なんです。そういう意味でも、原告が何を求めているのか、具体的な被害の実態についてどう考えているのかということ、これを明らかにすることは憲法上の権利でもある。

そして何よりも 3 番目は、裁判所は実質的な審理をしっかりと行っていただくためには、今日、直接医療の問題や、池住原告からありましたように、人生をかけて人格の問題として何を考えてこの訴訟を起こそうとしてきたのかということ、そして国会議員の立場で山本さんが仰ったように、そういうことを裁判所に直接言ったということは極めて重要だ。

ISDS 条項について裁判所はどれだけご存知なのか。国内で本来裁かれるべき、取り扱われるべき法的紛争が、外国の投資家が国を訴える、自治体を訴える、そしてそれを国際仲裁機関がやるんですよ。日本の司法権が奪われるんですよ。そういう意味では裁判所自身が当事者なんだ、自分たちの権限の行使が制限を受けるんだと。この TPP 交渉において。締結したら大変なことになるんです。憲法 76 条の最高裁をはじめ法令に基づく裁判所に司法権は帰属するという憲法 76 条の主旨が破壊されるんですよ。

そういうことをしっかり理解していただくためには、ISDS の問題について、具体的に被害を被ってきた方々の声をぜひとも聞いていただきたい。

そういうことも含めて、国民の裁判公開という原則、憲法 32 条の裁判を受ける権利、そして何よりも裁判所が実質審理を遂げるためには、声を聞くことが重要だ。それが直接主義、口頭主義です。ですから何としても 30 分間、原告の意見陳述を保障していただきたい。そのように強くお願いするものであります。

裁判長 被告の方は何かありますか。

被告 先ほど申し上げた通りです。

辻 答えてないですよ。

裁判長 (裁判官と耳元で相談したうで) 今の両方のご意見を踏まえて検討しますが、それはさておき、期日をまずとりたいと思います。2 期日とりたいと思います。2 ヶ月という準備期間でしたので、提出いただける期限を切っていただくとそれに合わせますが。

被告 11 月 6 日 (金) でお願いします。

裁判長 原告もそれでよろしいですね。答弁書に対する反論は。

辻 はい。

裁判長 11月16日の14時半でいかがでしょうか。次は11月30日の14時半、その次は12月7日…。大勢ですのでなかなか整わないと思いますが、入れていただけないか。無駄に時間が過ぎると、それはそれで訴訟の性質上…。

辻 では11月16日をお願いします。15時半ぐらいまでとっておけばよいですか。

裁判長 30分ないし、1時間ぐらい…。

辻 15時半まで空けておきます。

裁判長 先ほどの予定次第です。法廷は103です。

辻 それは何人（の傍聴席）ですか。同じですか。

裁判長 はい。次の期日ですが、中身をご覧にならないと何とも言えないと思いますが、被告の第1準備書面に対する反論がメインになるとと思いますが、それをどれぐらいで出していただけますか。

辻 1月一杯いただいて2月10日ぐらいまでに提出する形でお願いしたい。

裁判長 期日の持ち方について被告は何かありますか。被告の方は答弁書に対する反論に対してさらに何かあるのかどうかということと、第1準備書面に対する反論をどれぐらいでご覧になってその後の進行が判断できるか。

被告 先ほど原告の方から2月という話がありましたがそれで結構です。

裁判長 2月の下旬でよろしいですか。では2月22日の14時半。それで、先ほどの意見陳述の関係は、裁判所の方で別途検討してご連絡を差し上げるようにしたいと思います。あと原告の方で、今の範囲内の主張のほかに、書証などを提出する予定はありますか。

辻 TPPに関する関連文献や原告の意見書、専門家の鑑定的な意見書を準備したい。

裁判長 基本書証は出せるものはなるべく早く出していただけませんか。すでにあるものは次回までにそろえていただけるとありがたい。

辻 次回までに全部ということにはなりません、可能なものは次回出します。それと先ほど裁判長から、次回の意見陳述をどうするかということについては後日ご連絡をいただけるということですが、原告側の希望の時間というものもありますし、もしご判断が行き詰った段階で事前協議を1回入れていただきたいと思います。原告のその通りだと仰っていただけるならその必要がないかもしれませんが、もしそうでないということならば事前に色々と申し上げたいこともありますので、事前協議の機会を入れていただきたい。

裁判長 それは検討させていただきます。それから被告の方の立証の類はどうなりますか。

被告 この場で確たることを申し上げることはありません。

裁判長 それから事前の打合せでも申し上げましたが、二次訴訟の関係ですが、すでに当方の方に配点換えしております、本日の期日後間もなく併合する予定です。ですから次回期日には同じものになるのかもしれませんが、被告は答弁書をご用意いただくことになるかと思います。ただその前に訴状の補正等を裁判所の方でお願いすることがあろうと思いますので、原告の方も迅速に対応していただければと思います。

辻 裁判所のご判断ですから従いますが、配点の振替をされたのはどういう主旨なのか。

裁判長 併合決定をするには配点をこちらに持ってこないといけませんので、併合上申をいただいていたので、当初から併合するつもりで動いてまして、すでに決定していないだけの形で、大体期日前に送達できていませんので、今の時点では併合していませんが、そういう理由でまだ併合していないというだけであります。よろしいでしょうか。それでは、今日はここまでにしたいと思います。

被告 2月22日の期日は103号法廷でしょうか。

裁判長 103号法廷です。閉廷します。

2015年9月7日

弁護士会館 502号室

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第1回口頭弁論期日 報告集会

「これだけたくさんの方が『何とかしなければ』という思いでいる」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長／訴訟代理人

元農林水産大臣 山田正彦



みなさん、今日は第1回口頭弁論期日にこんなにたくさん、座る席がないほど集まってくれるとは思っていませんでした。これだけ、国民のみなさんが「TPPに非常に不安を思っている」「これは何とかしなければいけない」という気持ちの表れだと、私も感激しているところです。先ほ

どこここでは傍聴席の抽選に漏れた方が集まって、内田聖子さんからハワイ閣僚会合の報告を聞かれたと思います。まだその続きだったと思いますが、先ほど13時半から東京地方裁判所の101大法廷で、主審の裁判長と右陪席、左陪席裁判官のいる合議制で、1時間近く審議がなされました。

第1回口頭弁論は、普通であれば弁護士の訴状陳述と被告の答弁書陳述で終わるのですが、今回は集団訴訟であり国民の関心が非常に高いということで、事前に裁判官と被告の国側と進行協議しまして、今日は原告代表の原中勝征さんには医療に起きる問題について話していただきました。その後、副代表の池住義憲さん、それに山本太郎さんからは「アメリカの国会議員には知らされているのに、日本だけが秘密交渉で国会議員には知らされないまま。可決されたとしても4年間秘密保持義務がある。こんなことは国民の知る権利を侵害している」と語っていただきました。今日は裁判官に3人の意見を十分聞いていただいたので、大変よかったと思っています。

「今を生きる私たちが、今の日本を子孫に残さなければならない」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 代表／原告

前日本医師会会長 原中勝征

この雨の中、こんなに多くの方に集まっていただけとは思っておりませんでした。抽選に漏れた方にまで今まで残っていただいたということで、ありがとうございます。私たちは TPP 阻止の運動が始まったときに、普通に考えて日本政府は国民を守るのかどうかと最初から疑問に思っていました。アメリカの通商代表部はかねてから年次改革要望書というものを日本に要望し、その中には郵政民営化はもちろん、今は具体化した色々なものがすべて入っていました。

私はアメリカに住んでいたときに、アメリカの国民はホームパーティのときにでも、みんな政治の話をしていました。国民があれば政治に対する討論をしていたら当然、色々な判断が正しくなるだろうという気がしました。またアメリカでは CNN ニュースが常に国際ニュースに手の届くところにあります。ところが日本の場合はどうでしょうか。このような運動でも、全然テレビにも新聞にも載らない。これが一番の問題だと思います。隠蔽しているのは政府だけでなく、コマーシャルに頼っている報道機関も押さえられているということを、我々は考えなくてはならないと思います。



私がこの問題に取り組んでいるときに色々な事件が起きました。東日本大震災によって、私の生まれた浪江町は今住むことができません。当然、私は原発再稼働反対ということを叫びたかったわけです。それから戦後、食べ物なくて母と一緒に配給に並んで米を分けてもらう、子どもはこのぐらい、親はその倍量もらうという、あの本当に食べ物がない時代を経験しました。近所の人たちは遺体が返って来ず、ただ戦死の公報だけで葬式をしていました。太平洋戦争で 200 万人以上の人たちがなくなりました。先日ペルリュー島に天皇陛下がお出でになりましたが、あそこで亡くなった第 2 歩兵連隊というのは、茨城県の人たちがほとんどです。その 1 万 2 千人の歩兵隊の中で生き残ったのはわずか 7 人でした。そんな国民を殺すようなことは二度と繰り返してはなりません。

憲法はアメリカが作ったものだという人がいますが、誰が作ろうとも、憲法の中に平和

主義というものがあるなら、また国民が安全で幸せな生活をするための憲法ということであれば、それは大変貴重な、世界に誇るべき憲法であると私たちは考えるべきです。

ですから TPP を考えたときに、歴史的に見て、果たして戦後の日本政府が本当に国民のために政治をしたのか、国民のための政策をとってきたのか、考えてみれば何一つ重要な政策は作っていなかったと思います。すべてアメリカからの圧力です。しかし私は基本的にはアメリカとは仲良くすべきだと思います。やはり戦後、あれだけ兵士が亡くなったなかで、敵であった日本人をこれだけ大切にしてくれた、その歴史的なことを考えても、民主的な国家であるということを考えてもそう思います。ただこの TPP に関しては、このまま進んでいったら、アメリカが悪いのか、日本政府が悪いのかと考えたときに、日本政府が自分の自立性、独立国の総理大臣だという意識がなさ過ぎると思います。私は何百人という政治家と交際があります。TPP 反対のことで、アメリカの国会議員にお会いした際、一人一人非常に立派な学者と話をしているような感じで物事を話しすることができましたが、残念ながら日本の国会議員の方と話しをすると、「今度ごはんいつ食べに行きますか」とか、政策なんか一つも話題にならないという、この差は何でしょうか。

かつて、「憲法というのは国民です。国民に委託された国会議員の政治活動というのは、憲法のなかに集約されているはずです。国会議員が憲法を拡大解釈したり、勝手に解釈することは許されていない」と言った自民党の幹事



長がいました。ところが、その息子にこの前会ったので「お父さんのことを考えたら、少しは動き方を考えなさい」と言ったら、「時代が変わりました」と言う。こんな二世議員たちが日本の政治を担っているわけです。

TPP はもっと国民に訴えて、国の主権から我々の生活まで、すべて日本らしくない国に変えられるという危険性をみんなで阻止したいと思っています。今日私は医療問題のことだけを話しましたが、今後もみなさんとともに、今生きている人たちが子どもや孫、子孫に、今のいい日本を残さなければならないという義務をみなさんと共有したいと思っています。

「法廷で直接口頭で弁論するのが、裁判の最も原点であり権利だ」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 副代表／原告

池住義憲

法廷に入れなかった皆様、本当に申し訳ありません。また原告で色々な訴えたい思いを持っている方も沢山いたと思うのですが、今日は人数制限もあって山本太郎さんを含めて 3



人しか意見陳述ができず、みなさんの貴重な場を私が取ってしまったようで申し訳なく思っております。

最初は 30 分ぐらいで終わらせるという気持ちがあったのですが、何とか 1 時間ちょっとの法廷でした。最初はほとんど門前払いに近いような事前協議の雰囲気も聞いていたも

のですから、その状況からするとまあまあ、何とか第 1 回目のスタートを切れたという感じですが。最初に 3 人の意見陳述を確保したというのはよかったと思います。なぜ裁判を起こしたのかという思いを原告の言葉で表現をとということで、原中さん、池住、そして山本さんという順番でやりました。松本利幸裁判長もまあまあでした。自衛隊イラク派兵差止訴訟のときは、私は敵意剥き出しの裁判官と 4 年 2 ヶ月向き合ったものですから、それに比べると、これはいけるのではないかと。国側は、恐らく 1 回の期日もう 1 回の期日で終わりというような姿勢で臨んだと思いますが、辻さんの演説が功を奏して、裁判長が右陪席と左陪席の裁判官とちょっと打合せをしたような雰囲気を見せて、「それでは 2 期日、(つまりもう 2 回の期日を) 決めましょうか」という話をしました。1 回目にしてはまあまあだと思います。問題は、2 期日で終わらせないでこの先どうするかということです。

傍聴席に入られた方は 100 名弱でしたが、「拍手をしないように。撮影をしないように」などと最初に注意事項があったものですから、今日入られた方はマナーがよかったですね。3 人の裁判官は、悪い印象を持っていないと思います。陳述書は 3 人のものをご覧いただければと思いますが、原中さんの述べられた医療の問題は、TPP が進むことによって最も影響のある、しかも全員に切実な問題だったのでよかったと思います。

私は TPP には 2 つの面があるということを描べました。1 つは国内にいる私たちが直接受ける被害、つまり TPP による被害者性です。これは全員ですが、抽象的でまだ具体的に生じていないという人もいるかもしれません。私はもう 1 つ付け加え、ベトナムやブルネ

イ、チリといった途上国に対し、環境破壊、生物多様性の崩壊、食料を奪ってしまう、つまり TPP が進めば輸入が増えるということは途上国が日本に輸出するための食料を作らされて、統計ではアジア全体で 2 億 7 千万人が飢餓に直面するという試算が出されていますので、TPP によって加害者になるわけです。加害者にさせられてしまうことに対する苦痛、「強いられたくない加害者としての立場」をイラク派兵のときだけでなく、TPP でも同じことが言えます。それによる私の人格権、生き方、考え方、価値観が否定されることによる苦しみというものを、3 人の裁判官と国側の 5 人の目を見ながら迫るように訴えました。

今後、少なくとも 2 回の期日があります。3 回、4 回、5 回というようにして、ISDS、農業、畜産、というようにして、1 回の期日で 1 人でもいいので、今回のように最初に意見陳述をやるべきと思います。今回は 3 人、8 分ずつと言われていましたが、私は「1~2 分いいですか？」と言ったら酒田弁護士が「いいですよ」と言うので、12 分やってしまいました。イラク訴訟では 25 分やりましたが、しゃべってしまえばいいんです。法廷で直接口頭で話をするというのが、裁判の最も原点ですから、これは権利なんですよ。勝手に 8 分ずつ、30 分以内でやれというのは裁判所の都合。私たちは人格権の侵害で必死になって訴え始めたわけですから、それを勝手に一方的に内容も聞かないで制限するなんてとんでもないですよ。でも最初からそれを言うと角が立つので、「わかりました」と言いつつ 12 分やりましたけれど。陳述書を 1 回出した方も、私たちの陳述書を参考にしながら、もう 1 回、自分の体験を言葉化しようと、書いてみていただければと思います。

『誰かが変えてくれる』から『自分たちで変える』に変えていこう

呼びかけ人／原告

評論家 植草一秀

国会前 12 万人集会のあった 8 月 30 日に TPP 交渉差止・違憲訴訟の会の勉強会がありました。第 1 回口頭弁論の期日が決まったということで、一人でも多くの主権者が集まり、88 席の傍聴席を超える傍聴希望者が参集するという行動が裁判所にプレッシャーをかけるという話を聞き、私もブログ、メルマガ、ツイッターなどで参加を呼びかけさせていただきました。



TPP や原発、戦争法案という重要課題に主権者の声を反映させていかなければなりません。その一つである TPP に多くの国民が関心を持っています。安倍首相は集団的自衛権について、憲法 13 条を持ち出し、国民の生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利は国政上最大限の配慮を必要とするという規定を元にまやかしの憲法破壊行為に突き進んでいますが、それよりもむしろ TPP そのものが、国家の存立を脅かし、国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険が存在するのは明らかです。憲法 13 条をもとに集団的自衛権を言いながら TPP を追求するということが、まさに根本的な論理矛盾だと考えています。

私は小泉政権が発足したときから私は新自由主義というものに反対していますが、日本では米国に物を言う人は抹殺されたり社会的生命を失ったりして排除されるということが続いています。それでも日本が本当の独立を回復するためには、米国に対してもしっかりと物を言う、米国の言いなりにならないという国づくりをしていかなければならない、それに続く国民が次から次へと続いて、その道を確保していかなければならないと思っています。

米国の戦略は、日本市場を大きなターゲットとしています。TPP そのものが日本から限りなく収奪するという、そして中国を除外してアジアに進出していくための米国の米国による米国のための制度です。日本の主権者はそのことによって医療や農業、食の安全、環境の問題、労働市場においても自由化、労働者の権利が損なわれていくという方向もはっきりしています。国民の利益ではなく、グローバルな強欲資本の利益を追求するための制度ということが、よく知る人にとってはわかる現象になっています。ただ、日本のメディアは TPP を自由貿易の枠組みとして報じ、外から安いものが入り、消費者が利益を得る、あるいは農協のおじさんたちが鉢巻を巻いて、自分たちの既得権益を守るために反対しているという図式でしか説明しません。この虚偽の情報を明らかにし、国民に広く訴えていかなければなりません。



4 月 29 日に安倍首相は米議会で演説しました。このなかで述べたことは 2 つで、安全保障の戦争法案を成し遂げること、もう 1 つは TPP をアメリカとともに成し遂げていきましよう。山本さんが意見陳述で述べたように、2012 年 12 月の選挙で「ウソつかない。TPP

断固反対。ブレない」「日本を耕す！自民党」というポスターで自民党は選挙を闘いながら、その3ヶ月後の2013年3月15日にTPP交渉参加の意思表示をするという、まさにペテン政治であります。

主権者が動いていかなければなりません。「誰かが変えてくれる」から「自分たちで変える」に変えなければいけない。みなさんと力を合わせて、TPPを必ず阻止するために闘い抜いていくことをお誓い申し上げます。

「ここに集まった250名の力が、2回の期日確保を実現させた」

TPP交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人
弁護士 辻恵

今日の裁判に臨むに当たっていくつかの獲得目標を立てていました。逆に言えば危惧がありました。それは8月28日に第1回口頭弁論期日をどのように持つのかについて、被告代理人と原告代理人と裁判官の3人で事前協議を行いました。こちらとしては原告の意見陳述をしっかりと聞いてもらうことが裁判所にとって不可欠であるから、その時間を90分とりたいと強く要求したのに対して、第1回の期日だけは30分間以内で原告の意見陳述と代理人からの訴状の陳述を終えるようにと制限をしてきました。第2回の期日では基本的には意見陳述は認めないというような言いつくりをしたというのが一つ目の危惧でした。

もう一つは、年内にも裁判を終わらせようとしていたということです。山田弁護団共同代表から、第三次提訴を12月中ぐらいに予定していることを述べたのに対して、「その頃、裁判が続いていますかね」というようなことを言ったんですね。これは打ち切る気だな、ということで、そ



れは絶対にさせないということを弁護団で固く意志一致をして望みました。獲得目標として、訴訟の早期打ち切りをさせないということ、原告の意見陳述をしっかりと確保するという、この2つは最低限実現しようということで裁判に臨みました。

3人で8分ずつの意見陳述と、5~6分で訴状の陳述をしようということで内部では確認をしていましたが、3人の意見陳述で30分過ぎてしまったんですね。3人目の山本太郎さんの意見陳述をしているときに、裁判官は時計ばかり見ているんです。いつこれは打ち

切りを言ってくるかなと思いつつ、もしそれを言ってきたら間髪入れずに粉碎しようと思っていたわけですが、裁判官はそれを言わずに30分が過ぎました。そして岩月代理人が訴状の要約を述べました。これも時間を制限してくるかなと思いつつ、「時間を超えていまずから」とか「時間の範囲内で」と言いながらも、10分陳述できました。ですから40分間、意見陳述と弁論の時間を確保したということです。杓子定規に形式的に打ち切ってくる裁判官は少なからずいるなかで、それを阻止できたということは、よかったです。まあまあ成功だったということの一つの根拠だと思います。

なぜそれが実現できたかといえば、事前の門前集会でたくさんの人が集まり、抽選で250人ぐらいの方がこの裁判に注目して参加をいただいたということが大きくあります。裁判所では、何人集まっているのかということの報告が逐一行くんですよ、こちらの足元を見ますから、傍聴席に何人来るのかということは大きいんです。それと事前協議で原告代理人と裁判官との間で、ある程度の線でまとめますよという信頼関係を一定築くことができたと思います。原告の代理人が「俺も発言させろ」と1時間を超えるようなことをやっていたら、裁判所は次回以降警戒して強硬に出てくるわけです。だから事実上、じわじわこちらの獲得目標を拡大して裁判所をこちらの土俵に引きずり込んでいくという可能性がややつかめたという感触を持てたのもよかったと思っています。

訴訟の進行としては、原告側が76ページの訴状を出していますが、それに対して被告国側は8月31日に答弁書を出してきています。これは本案訴訟の審理をする前に、「訴えの利益がない」とか「確認の利益がない」ということで、第1項と第2項については調べるまでもなく「却下しろ」と言ってきています。第3項については「請求棄却を求める」ということを、過去の最高裁の判例を引用しながら10ページぐらいの答弁書を出してきています。これについて、次回こちら側が反論をするということと、被告側が基本的人権を侵害し、三権分立という統治機構を破壊するものだという訴えに対して反論をする第1準備書面を出すということになりました。被告側は11月6日までに、こちらの訴状に対する一般的な反論の文書を第1準備書面として出してきました。こちら側は、被告側の「訴えの利益がない」とか「確認の利益がない」ということに対する反論の書面を11月6日までにします。第2回の期日は11月16日（月）14時30分からということになりました。

次回の期日で第1準備書面を出してきますから、それに対する反論の準備書面をこちら側が出すということで、第3回の期日をとにかく入れろということになりました。これは反論する書面を出して法廷で述べるというのは当然の権利です。第3回期日は、2月22日（月）14時30分から行うということになりました。こちらの反論については、2月10日を目処に出すことになりました。つまり来年の2月まで訴訟が続くことを確保できたとい

うことが一応成果として報告したいと思います。

もう 1 点、意見陳述については、被告側は「なぜ原告が意見を言える権利があるのかということが、訴訟法上の位置づけがはっきりしない」ということを言いました。私は憲法 82 条で公開の裁判が求められているということは、傍聴席に入った人が裁判の審理がどういふものなのかをわかることが重要であり、だから口頭主義、直接主義で裁判のやりとりをしろというのが憲法上の原理原則であり主旨なんだということを申しました。原告の意見陳述をする権利というのは、憲法における公開の法廷ということからも保障されているんです。また憲法 32 条では、国民の裁判を受ける権利が認められています。これは原告になって裁判を受ける権利が認められているということですから、言いたいことを言う権利が認められているということなんです。それから、裁判官がそういう陳述をちゃんと聞かないと実質的な審理ができないだろうということです。どういう争いになっているのか。

「ISDS 条項についてあなた分かっているんですか」と裁判官に一問一答しようと思ったんですが、日本の司法権が、国内の法的紛争が国際仲裁機関に持っていかれるんだよと、「裁判官、あなたいらなくなるんだよ」ということも、ちゃんと原告の声を聞かないとわからないでしょうと。だから裁判官がきちんと審議をするためにも原告の陳述が必要なんだということを訴えました。

その場では「後から判断をします」ということでした。ただ密室で判断されて



「やりません」と言われたら困りますので、もし原告の言い分を聞かないようなことになるなら、事前協議でこちらの意見を聞くよう手続きを保障しろと要求して認めさせました。

一応、2 回目の期日は「30 分から 1 時間ぐらいの予定で…」と言っていました。こちらは「15 時 30 分まで空けておきます」と言っておきました。裁判官も面子ということもあり、国民の意見を聞く機会をあまり保障しないで、専門家だけで進めていくというのを今の最高裁などは目論んでいるため、できるだけ直接の声を押さえようとしています。逆に法廷が混乱しても困るということがあり、それを巡って法廷が収められないようになってしまっただけは、それこそ裁判官の統治能力が疑われる事態にもなるわけで、そこそこの線で収めたいという感触がありますし、こちらとしてもあなたの面子を保障しながら、実質はこちらで取っていくという関わり合いをしたということで、池住先生が仰ったように、イラク派兵のときのどうしようもない裁判官よりちょっとはましな裁判官にできるかもしれません。それはこらからの闘いによりますし、ここに集まった 250 人のみなさんの力で

今日実現したのです。

この訴訟は全国の方々が注目されていると同時に、韓国の弁護士も我々と意見交換をしたいということで韓国でも弁護士や国民がこの訴訟を注視していますし、NAFTA のことで海外では違憲だという訴訟も起きています。世界的な広がりの中で、この訴訟の意義を広めていかなければなりません。そのためには簡単には終わらせてはいけなし、頑強に続けていきたいと思えます。

「TPP は締結したら元に戻せない。安保や原発より根本的な問題だ」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 幹事長／訴訟代理人

元農林水産大臣 山田正彦

これからどうなるかわからないけれど、年内に閣僚会合を開かなければ本当に漂流してしまうという心配をアメリカはしているようなので、私は年内に閣僚会合を開くのではないかと考えています。日本もまだまだがんばれば、この TPP 交渉を頓挫させ、漂流させることができる。いずれ



にしても、この TPP 訴訟の運動でこれだけの人が集まり、全国で 5,000 人に近い人が会員になっていただいています。年内には第三次訴訟を実現したいと思っています。どうかさらに広く、一人でも多く原告になってもらえるよう、原告になれなければ会員になってもらえるように、また TPP 訴訟の話が聞きたいという方がいましたら弁護団がどこにでも行きますから、事務局までご連絡ください。

今、安保法案も大事ですが、TPP も大事です。根っこは一緒です。ただ安保法案は、政権が交代すれば法案を変えることができます。ところが TPP は、国内法の上に条約が来ます。これが締結されてしまったら、韓国のように国内法をすべて変えてしなければならない。これを元に戻すには、他の 11 カ国の同意がないと元に戻せないんです。だから国の形が変わるものなんです。ですから、安保より原発より、根本的な問題だと思えます。もちろん、安保反対も脱原発も一緒にやりながら、TPP はなかなか理解が進まないの、一つずつ、みなさんと一緒に広げていきましょう。

「TPP は利潤追求と人権が対立する問題。原告を最大限に増やそう」

呼びかけ人／原告

アジア太平洋資料センター（PARC）事務局長 内田聖子



傍聴券が外れたみなさんは本当に残念でしたが、これは不平等の問題だと思います。傍聴席に入れなかった方もそうですし、全国にたくさんの原告の方がいらっちゃって、東京に来ることすら難しい方もいらっしやいます。これだけメディアの発達した時代なので、裁判はプ

ライバシーに配慮した形で生中継をするなどしてもらわないと、今回のような訴訟の性格から言って、自分が原告なのに裁判で何が審理されているのか見えないというのは、裁判の透明性、可視化という点からもまずいと思います。原告団のみなさんにそんな余裕はないと思いますので、原告の一人一人がちゃんと開かれた中継をしろ、などと運動するべきだと思います。

私たちは一人一人何ができるのか。1つは、すでにオーストラリアやマレーシアなどほかの参加国の市民社会では、TPPの問題というのは貿易で利潤を追求するという問題と、我々の民主主義、人権、環境、医療へのアクセス、人間として最低限の生きる権利という問題が真っ向から対立している、そういう課題として運動が広がっています。これが日本のこれからの課題だと思います。まさにこの訴訟が訴えている主権の問題だと思います。関税の問題というような矮小化されたことだけでなく、一人一人が生きる闘いをするんだという問題として立てていきたいと思います。

まずは原告を最大限に広げるとというのが、私も呼びかけ人、原告の一人ですが、私たちの仕事かなと思います。今、原告が 1,500 人ですから、これをまずは 10 倍ぐらいにしませんか、みなさん。何人かにパンフレットを渡して一緒にやりましょうと言っていけば、3 人、5 人と簡単にお誘いできるし、具体的な仕掛けがこの裁判だと思います。来月までに 1 万 5 千人に原告を増やしましょう。私はそれを実現できるように努力したいと思いますので、一緒にがんばりましょう。